

(様式第1-2号)

## 学 則

### 1 開講の目的

近年の急激な少子高齢化の進展により、福祉・介護サービス分野においては、高い離職率に相まって常態的に求人募集が行われ、一部の地域や事業所では人手不足が生じている。

しかしながら、今後必要となる介護人材については、年々増加する見込みとなっており、このような介護人材不足の解消に寄与するため、介護に携わる者が業務を遂行する上で求められる専門的な基本姿勢、基本的な知識・技術を習得するための研修とすることを目的とする。

2 研修の名称 介護職員初任者養成研修

3 課程及び形式 介護職員初任者研修課程（通信）

4 県内事業所の所在地 高松市福岡町二丁目24番10号

5 開催期間 約4ヶ月

6 開催回数（年間）及び開催時期 年1回

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					←			→			

(注) ← → で時期を明示すること。

7 研修内容 (別紙「研修カリキュラム・シラバス」のとおり)

8 講師の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別 (別紙「講師一覧表」のとおり)

9 研修実施場所  
講義 高松市福岡町二丁目24番10号  
福祉コミュニティセンター高松 西館および東館  
演習 高松市福岡町二丁目24番10号  
福祉コミュニティセンター高松 西館および東館

10 受講対象者 介護職を希望し、全課程受講できる方

11 受講定員 20名（最少開講人員5名程度）

12 受講手続及び本人確認の実施方法

(1) 受講手続 受講申込書の持参または郵送にて受付する。

受付期間終了後に受講決定通知を郵送する。

(応募者が定員を超えた場合は書類選考)

指定期日までに受講料を受付窓口にて納付した者を最終的に受講者とする。

(2) 本人確認 受講申込時に運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等にて確認する。

郵送での受講申込の場合は受講料納付時に確認する。

1.3 科目の一部免除の取扱いと手続き

生活援助従事者研修修了者、介護に関する入門的研修修了者、認知症介護基礎研修修了者、訪問介護に関する三級課程修了者に対しての科目免除は行わない。

1.4 受講料、教材費等、受講者が負担すべき費用

受講料 40,000円（消費税、教材費込）

1.5 実技評価の方法等 (別紙「実技評価基準等」のとおり)

1.6 修了評価の方法等 (別紙「修了評価基準等」のとおり)

1.7 未修了者又は辞退者の取扱方法及び費用等

自己都合による未修了者及び辞退者については修了することはできない。

受講契約は受講希望者が事務局へ受講申込書を提出し、かつ受講料の全額を一括で支払った時から成立するものとする。解約条件、解約料等は下記の表によるものとする。

受講生からの 解約の場合 (辞退者)	*受講開始前日までに解約の場合は、受講料のうちテキスト代(5,500円税込)を除いた費用を返還する。 *研修開講日以降に解約した場合、返金は行わないものとする。
事業所からの 解約の場合	*他の受講生の受講を妨げる等、公序良俗に反する行動により受講の継続が困難と判断した場合 *受講者が規則時間数以上を欠席し、研修を修了出来なくなった場合尚、上記理由により除籍となった場合は、一切の保証・返金は行わないものとする。 *最少催行人数に満たない場合 (全額返金)

1.8 補講を実施する場合の実方法及び費用等

修了評価基準に満たない受講者に対しては、補講及び再評価を実施し、原則として8か月以内に修了することとするが、やむを得ない場合は1年4か月以内とする。

特別な事情により遅刻、欠席した場合に限り、本人の申し出により個別に補講を実施し、原則として8か月以内に修了することとするが、やむを得ない場合は1年4か月以内とする。その場合の補講料は、半日補講を5,000円(税込)、1日補講を10,000円(税込)とする。

1.9 問合せ・申込み先

〒760-0066

高松市福岡町二丁目24番10号

社会福祉法人 高松市社会福祉協議会

TEL 087-811-5666 FAX 087-811-5256

2.0 情報の開示を行うためのインターネット上の事業者のホームページアドレス

<https://www.takamatsushi-shakyo.or.jp/>

2 1 その他